

岡崎市公契約条例に係る特則（業務委託）

（労働環境の確認）

第1条 本契約において、受注者は、岡崎市公契約条例（令和元年岡崎市条例第24号）第6条に定める労働者の適正な労働条件の確保その他労働環境の整備が図られていることを発注者が確認するための措置を理解し、その実施について、協力しなければならない。

（労働者への周知）

第2条 受注者は、岡崎市公契約条例に係る労働環境の確認に関する要綱（以下この特則において「要綱」という。）に定める労働環境の確認について（様式第1号）を、当該業務が行われる現場等に掲示し、又は書面により交付することで、当該契約に係る労働者に対して周知しなければならない。

（労働環境報告書）

第3条 受注者は、要綱に定める本契約に係る労働環境報告書（様式第2号）を作成し、本契約の締結後、速やかに契約課に提出しなければならない。

2 受注者は、本業務に係る一部業務を第三者に再委託する場合は、当該第三者に対して、当該再委託契約に係る労働環境報告書を作成させ、これを取りまとめて、発注者に対して速やかに提出しなければならない。なお、本業務に係る一部業務を再委託した当該第三者が、更に、再委託した業務の一部を他の第三者に対して再々委託する場合等の、再委託が複数回行われる際も同様の取扱いとし、すべて受注者が当該労働環境報告書を取りまとめて、発注者に提出するものとする。

3 前項に係る労働環境報告書の提出対象となる再委託者は、50万円以上の一部受注をした再委託者に限るものとする。ただし、再委託者が、個人事業主の場合、金額の多寡によらず労働環境報告書の提出対象とならない。

（説明会に対する協力）

第4条 受注者は、発注者が、当該業務が実施される作業現場等で、本業務に係る労働者を対象とした労働環境の確認に係る説明会を開催する際は、積極的に協力しなければならない。

（調査に対する協力）

第5条 受注者は、発注者が、要綱の定めるところにより次の各号のいずれかに該当する場合に、受注者及び再委託者に対して聞き取り等の調査を行う際は、積極的に協力しなければならない。

- (1) 本契約に係る労働環境報告書の内容に疑義があったとき
- (2) 要綱第6条に定める申し出を受け、その内容を確認する必要があると認めるとき